

長野県教育支援委員会について

特別支援教育課

1 改正の理由

これまでの「長野県就学相談委員会」であったものを、就学先決定のみならず、その後の一貫した教育支援についても助言を行うという観点から、「長野県教育支援委員会」として、別紙のとおり要綱の改正を行う。

(経過)

- 平成 24 年 7 月 中央教育審議会分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

- 平成 25 年 9 月 学校教育法施行令の一部改正の施行
- 平成 25 年 10 月「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」
(文科初第 7 5 6 号通知)

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学相談委員会」に対し、早期からの教育相談・支援や、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であること。

2 名称の変更

「長野県就学相談委員会」⇒「長野県教育支援委員会」

3 任務の概要

- (1) 市町村教育委員会及び特別支援学校が行う就学判断や必要な支援に関して、専門的かつ総合的な支援を行う。(就学先の決定のみならず必要な支援への助言)
- (2) 市町村教育委員会が行う就学相談にかかわる体制・内容・調査・審議等に関する支援を行う。(市町村の状況に応じた就学相談体制構築への支援)
- (3) 障がいのある児童生徒等の就学後の一貫した支援に関して、教育内容及び指導方法の支援を行う。(対象を特別支援学校等へ就学した児童生徒から障がいのある児童生徒へと拡大)

長野県教育支援委員会要綱(案)

昭和52年6月10日
教育委員会決定

最終改正 平成26年3月13日

(設置)

第1 市町村教育委員会(市町村学校組合教育委員会を含む。)及び特別支援学校(以下「市町村教育委員会等」という。)が行う障がいのある幼児児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の就学相談及び一貫した教育支援に関し、専門的かつ総合的な支援を行うため、長野県教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2 委員会は、次の任務を行う。

- (1) 市町村教育委員会等から、就学相談及び就学判断並びに必要な支援に関して、専門的な立場から助言を得たい事例として依頼を受けたものについて協議を行い、市町村教育委員会等へ支援を行う。
- (2) 市町村教育委員会が行う就学相談の体制及び内容・調査・審議等に関する支援を行う。
- (3) 障がいのある児童生徒等の就学後の一貫した支援に関して、教育内容及び指導方法の支援を行う。

(組織)

第3 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから長野県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が任命する。

- (1) 医師
- (2) 教育職員
- (3) 保健職員
- (4) 福祉職員
- (5) 保護者

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 委員会に、会長及び副会長1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

(調査員)

第7 委員会に、専門の事項を調査するため、必要に応じ調査員を置くことがある。

2 調査員は、県教育委員会が任命する。

(事務局)

第8 委員会の事務局は、特別支援教育課に置く。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

「長野県教育支援委員会要綱」新旧対照表

(昭和 52 年 6 月 10 日 教育委員会決定)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">長野県教育支援委員会要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 市町村教育委員会(市町村学校組合教育委員会を含む。)及び特別支援学校(以下「市町村教育委員会等」という。)が行う障がいのある幼児児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の就学相談及び一貫した教育支援に関し、専門的かつ総合的な支援を行うため、長野県教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 委員会は、次の任務を行う。</p> <p>(1) 市町村教育委員会等から、就学相談及び就学判断並びに必要な支援に関して、専門的な立場から助言を得たい事例として依頼を受けたものについて協議を行い、市町村教育委員会等へ支援を行う。</p> <p>(2) 市町村教育委員会が行う就学相談の体制及び内容・調査・審議等に関する支援を行う。</p> <p>(3) 障がいのある児童生徒等の就学後の一貫した支援に関して、教育内容及び指導方法の支援を行う。</p> <p>第 3～第 9 略</p> | <p style="text-align: center;">長野県就学相談委員会要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 市町村教育委員会(市町村学校組合教育委員会を含む。)及び特別支援学校(以下「市町村教育委員会等」という。)が行う障害のある幼児児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の就学相談(就学指導を含む。)に関し、専門的かつ総合的な支援を行うため、長野県就学相談委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 委員会は、次の任務を行う。</p> <p>(1) 市町村教育委員会等から、就学相談及び就学判断が困難な者として依頼を受けた児童生徒等について就学相談及び就学判断を行い、市町村教育委員会等へ支援を行う。</p> <p>(2) 市町村教育委員会が行う就学相談の内容・調査・審議等に関する支援を行う。</p> <p>(3) 小学校及び中学校の特別支援学級等又は特別支援学校へ就学した児童生徒の就学後の状況に関して、教育内容及び指導方法の支援を行う。</p> <p>第 3～第 9 略</p> |